

18 監査公表第 1 1 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次の通り公表する。

平成 18 年 5 月 11 日

福岡市監査委員	浜田一雄
同	鬼塚敏満
同	竹本忠弘
同	福田健

〔監査結果に対する措置通知文〕

総行第 7 5 2 号  
平成 18 年 3 月 15 日

福岡市監査委員	浜田一雄	様
同	鬼塚敏	様
同	竹本忠	様
同	福田健	様

福岡市長 山崎 広太郎

行政監査結果に関する措置について（通知）

事務の執行の監査について、監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

16 監査公表第 7 号（平成 16 年 5 月 13 日付 福岡市公報第 5164 号（別冊）公表）分  
貸付金制度について . . . . . 6 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

貸付金制度

監査の結果	措置の状況
<p>1 母子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>(2) 貸付金の償還率の向上について</p> <p>福祉資金貸付金の償還については、今後とも、受給者等の生活実態も踏まえながら、償還率の向上に努められたい。</p> <p>(保健福祉局)</p>	<p>16 年度より、貸付最終年度の者に対し、償還開始以前に窓口で口座振替を推奨する新しい取り組みを行った。今後とも、比較的滞納初期の者を中心として、生活実態に即したきめ細かな償還指導を行なう等、償還率の向上に向けた取り組みを実施することとした。</p>
<p>2 福岡市国民健康保険高額療養費貸付事業</p> <p>(2) 保険医療機関への支払を円滑に行う方策について</p> <p>各区へ配分されている貸付基金の額については、現在、平成元年度以降据え置かれている状況にあり、各区における基金の運用状況も踏まえ、基金の総額、各区への基金の配分額の見直し等保険医療機関への支払を円滑に行うための方策について検討されたい。</p> <p>(保健福祉局)</p>	<p>申請から支払までの期間を考慮し、基金総額については、平成 17 年度から増額するとともに、各区の基金配分額については、各区の医療費、貸付実績および支払未済額を考慮した上で配分額を見直し、保険医療機関への支払処理を早急に行う環境を整備した。</p>
<p>3 福岡市水洗便所改造資金貸付金</p> <p>改造貸付金の償還については、償還が滞らないための対応策や償還が滞ってしまった場合の対応のあり方等について検討を進められ、償還率の向上に努められたい。</p> <p>(下水道局)</p>	<p>1. 償還が滞らないための対応策</p> <p>借受人・連帯保証人の償還能力有無の判定については、従来は納税証明書に記載されている範囲で審査していたが、給与所得以外の収入がある場合には、実際の収入額が把握できないため、借受人等に聴き取りを行い、償還能力の把握に努めることとした。</p>

	<p>2. 償還が滞ってしまった場合の対応</p> <p>(1) 早期に文書及び電話催告や訪問による納付指導を行うこととした。</p> <p>(2) 保証人に対して督促・催告や訪問により積極的に納付指導を行うこととした。</p> <p>(3) 毎年7月～8月及び11月～12月を滞納整理強化月間と定め、期間中の休日訪問及び夜間訪問により納付指導を行うこととした。</p>
<p>6 福岡市地域改善対策奨学金</p> <p>当該奨学金については、平成15年度から始められた取組の実施状況も踏まえながら、今後とも、償還率の向上に努められたい。</p> <p>(教育委員会)</p>	<p>当該奨学金については、滞納者の滞納年数、滞納額、返還回数等がわかる滞納整理票を整備し、平成16年度には短期間の滞納者に対しても返還督促通知を発送した。その中で、督促無視者には昼夜の電話及び家庭訪問による納付指導を行い、さらに、滞納者から誓約書を徴し、滞納額の確認と計画的な返還を促すなどの取り組みを行った。</p>
<p>9 財団法人福岡県環境保全公社事業資金ほか7件</p> <p>(2) 福岡勤労者福祉センター貸付金ほか4件</p> <p>各所管局等においては、各貸付金の借入団体の剰余金や積立金の状況など経営状況について、適宜、その把握に努めるとともに、貸付金の必要性やその額、必要な時期に貸付を行っているか等について、さらに、分析・検討を進められ貸付金の適切な運用に努められたい。</p> <p>(福岡勤労者福祉センター貸付金：市民局)</p>	<p>福岡勤労者福祉センター貸付金については、貸付先である財団法人福岡勤労者福祉センターが平成16年9月末で解散するため、制度廃止となる。</p>

<p>(3) 福岡タワー経営安定化資金貸付金ほか1件</p> <p>貸付金については、当該対象団体が設立又は施設建設に当たって借り入れた有利子の借入金の一時的な返済等に充てられており、結果として金利負担等を軽減することによる間接的な経営支援であると考えられる。</p> <p>団体の経営状況については、当該貸付金の効果及び団体の経営努力等もあり、ここ数年においては単年度では黒字であるが、以前からの長期借入金を抱えている。</p> <p>貸付元として絶えず経営状況等を見ながら、必要に応じ、経営改善等を求めていくよう努められたい。</p> <p>(福岡タワー経営安定化資金貸付金：経済振興局)</p>	<p>福岡タワー(株)の経営状況については、これまで、事業の内容や経営状況を把握し、助言を行うとともに経営改善等を求めてきた。</p> <p>今後とも経営状況等を注視し、必要に応じ経営改善等を求めていく。</p>
--	--